



第 202300115258 号
防起第 7 9 8 号- 1
発 境 防 第 4 5 号
令和 5 年 8 月 1 8 日

中国電力株式会社
常務執行役員
島根原子力本部長 長谷川 千晃 様

鳥取県危機管理部長 水中 進一
(公 印 省 略)

米子市総務部長 下関 浩次
(公 印 省 略)

境港市総務部長 木村 晋一
(公 印 省 略)

島根原子力発電所 1 号機第 5 回定期事業者検査の実施について (申入れ)

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置に関してその全体計画及び第 1 段階の廃止措置の実施に限って了解するに当たり、平成 2 9 年 6 月 2 7 日付第 2 0 1 7 0 0 0 8 0 1 9 3 号、防起第 6 7 1 号- 1 及び受境自第 3 3 号で 8 項目の条件を付したところです。

ついては、令和 5 年 7 月 2 1 日付島原本広第 2 4 1 号により連絡があった第 5 回定期事業者検査の実施に関して、下記について申し入れ、貴社の責任ある対応を求めます。

記

- 1 定期事業者検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。
- 2 作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
- 3 定期事業者検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
- 4 異常が確認された場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告すること。
- 5 定期事業者検査の実施状況については、県民に分かりやすく情報提供すること。